山口事務所発:人事労務レポート速報版 vol.131(2019 年 8 月 15 日)

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 今年の最低賃金、引上げ額の展望は?
- Q2. 海外の病院で入院した場合も傷病手当金を申請することは可能でしょうか?
- Q3. 今年の雇用保険の給付限度額に変更はありますか?
- Q4. 2020 年 4 月から健康保険の被扶養者の要件が変更になると聞きましたが、具体的にどのような変更があるのですか?
- Q5. 割増賃金の計算には、すべての手当を時間単価に入れる必要がありますか?

■社会保険労務士山口事務所: http://www.ys-office.co.jp/

Q1. 今年の最低賃金、引上げ額の展望は?

A. 全国平均で 27 円引き上げ。東京、神奈川は 1,000 円超えに。

7月31日、中央最低賃金審議会において今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

各都道府県を経済実態に応じて A~D の 4 ランクに分け、各ランク毎に引上げ額の目安を提示しています。各ランクの引上げ額は以下のとおりです。

- A ランク(東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪など):28 円
- Bランク(茨城、長野、静岡、兵庫、広島など):27円
- C ランク(北海道、新潟、和歌山、徳島、福岡など):26 円
- D ランク(岩手、福島、島根、長崎、沖縄など):26 円

目安のとおり改定された場合は引上げ額の全国平均が 27 円となり、東京都と神奈川県では 1,000 円を超えることになります。

また現在、各都道府県で上記目安を参考に答申が行われており、兵庫県や福岡県などは引上げ額を目安より1円多くするなど、上記目安とは異なる引上げ額に決定することもあります。

正式な引上げ額につきましては決定次第随時お知らせいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06020.html

最低賃金のチェック方法や対象となる賃金など、最低賃金の解説サイトです。 https://pc.saiteichingin.info/

1	七月	c		١
(茥	ŀ	7)

Q2. 海外の病院で入院した場合も傷病手当金を申請することは可能でしょうか?

A. 可能です。ただし医師の証明が外国語で記載されている場合は、申請時に翻訳文の添付が必要です。

傷病手当金は、私傷病により「労務不能」と医師が証明し、その間給与の支払いがない場合に受給でき、この要件を満たせば海外の病院で療養していても申請することが可能です。

ただし、申請書の医師の証明欄が外国語で記入されている場合は、翻訳者の署名および住所・電話番号を明記した翻訳文を添付します。

なお、手当金の振込先口座は、海外の口座を指定することはできず国内の金融機関 口座に限ります。

(市川)

Q3. 今年の雇用保険の給付限度額に変更はありますか?

A. 平均定期給与額の増減をもとに8月1日に基本賃金日額の変更があり、それに伴って、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額も変更となりました。

変更は以下のとおりです。

【高年齢雇用継続給付】

- * 令和元年8月1日以後の支給対象期間から変更
- •支給限度額:360,169 円 → 363,359 円
- •最低限度額:1,984 円 → 2,000 円
- •60 歳到達時等の賃金月額:

上限額 472,500 円 → 476,700 円

下限額 74,400 円 → 75,000 円

【育児休業給付】

- * 初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更
- •支給限度額:

上限額(支給率 67%) 301,701 円 → 304,314 円

上限額(支給率 50%) 225.150 円 → 227.100 円

【介護休業給付】

* 初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更 上限額332,052円 → 335,067円

https://www.mhlw.go.jp/content/000489680.pdf

(杉田)

Q4. 2020 年 4 月から健康保険の被扶養者の要件が変更になると聞きましたが、 具体的にどのような変更があるのですか?

A. 被扶養者要件に新たに「国内居住要件」が追加されます。

これまで、国外居住している等生活の拠点が日本にない扶養親族であっても、仕送り 等して生計を維持していれば被扶養者として認められていましたが、来年4月1日からは新たに「国内居住要件」が追加され、生活の拠点が日本にない扶養親族は扶養から外れることになります。

ただし、あくまで今のところ検討段階ですが、以下に該当する方は、生活の基礎が日本にあると考えられることから、国内居住要件の例外として被扶養者として認められます。

- 1. 外国において留学をする学生
- 2. 日本からの海外赴任に同行する家族
- 3. 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)
- 4. 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者
- 5. その他、生活の拠点が日本にあると認められる特別な事情があるとして保険者(協会けんぽ又は健康保険組合)が判断する者

なお、経過措置として、追加されることにより被扶養者でなくなる方であって、かつ施行 日時点で入院している方については入院期間中のみ被扶養者として認められます。 また、上記の例外に該当する方や今回の施行に伴い扶養から外れる方については、 施行日前でも被扶養者異動届の届出が可能となります。

参考: https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000188893

(岩瀬)

Q5. 割増賃金の計算には、すべての手当を時間単価に入れる必要がありますか?

A. 次に挙げる手当のみ、入れる必要はありません。

- ・通勤手当(通勤距離や実費に対して支給されるものに限ります)
- ・家族手当(家族数に比例して支給されるものに限ります)
- ・住宅手当(家賃に比例して支給されるものに限ります)
- ・別居手当(単身赴任等による別居家族の生活費補助を目的としたものに限ります)
- ・子女教育手当(子の教育支援を目的としたものに限ります)
- ・臨時に支払われた手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われた手当

<注意点>

・手当の名称が上記と同じでも、手当の支給基準が異なる場合は時間単価に含める 必要があります。

例:家族数に関係なく、一律に支給される家族手当や、同居家族の人数によって金額 が決定される住宅手当等

・歩合給は、歩合給を総労働時間で割った額を時間単価とし、割増分のみを加算します。

例:総労働時間 180h(所定労働時間 160h、残業時間 20h)、基本給 250,000 円、歩合給 50.000 円の場合

固定部分の残業代: 250.000 円÷160h×1.25×20h=39.063 円

歩合の残業代:50,000 円÷180h×0.25×20h=1,389 円

残業代合計:39,063 円+1,389 円=40,452 円

・作業毎に支給される手当がある場合は、その作業を行った時間に対してのみ加算します。

例: 時給 1,000 円、所定労働時間 8h で、特殊作業を行った日に日額 2,000 円が支給 される場合

特殊作業を行った日の残業代にのみ 2,000 円÷8h×1.25=313 円/h を加算します。 (通常作業日の残業単価:1,000 円×1.25=1,250 円、特殊作業日の残業単価 1,250 円+313 円=1,563 円)

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣、市川英美、杉田志妍

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5 階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192 Homepage:http://www.ys-office.co.jp

Facebook : http://www.facebook.com/ysoffice